項目	説明
NEW! 中部地方の活断層	中部地方には、今後発生する地震の規模や発生確率が評価されている活断層が41あり、その中で、今後強い揺れをもたらす確率が高い（Sランク）と評価されている活断層としては13あり、十日町断層帯や砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、糸魚川-静岡構造線断層帯などがあります。 Sランク：30年以内の地震発生確率が3％以上
NEW! 櫛形山脈断層帯	櫛形山脈（くしがたさんみゃく）断層帯は、越後平野の東縁に位置する活断層帯です。櫛形山脈断層帯は、新潟県の岩船郡荒川町から胎内市を経て、新発田市に至る断層帯です。長さは約１６ｋｍで、概ね北北東－南南西方向に延びています。ただし、両端の位置には不確かさがあります。本断層帯は、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層です。本断層帯は加治川断層、櫛形山地西方断層などから構成されています。 〇将来の地震発生の可能性 地震の規模　：　Ｍ６．８程度 地震発生確率：　３０年以内に、０．３％～５％ 地震後経過率：　０．６－１．１ 平均活動間隔：　約２８００年－４２００年 最新活動時期：　約３２００年－２６００年前
NEW! 塩沢断層帯	塩沢断層帯は、神奈川県足柄上郡山北町（あしがらかみぐんやまきたまち）から静岡県駿東郡小山町（すんとうぐんおやまちょう）、御殿場（ごてんば）市付近に至る断層帯です。地表で認められる長さは約１０ｋｍと推定され、概ね東北東－西南西に延びてします。断層の北西側が相対的に隆起する逆断層で左横ずれ成分を含むと推定されます。本断層帯の南西部には、重力異常分布や反射法弾性波探査結果に基づき地下に伏在する断層が推定され、本断層帯の断層の長さは約１５ｋｍ以上の可能性があります。 〇将来の地震発生の可能性 地震の規模　：　Ｍ６．８程度以上 地震発生確率：　３０年以内に、４％以下　　（地震発生確率値の留意点） 地震後経過率：　不明　　（地震後経過率とは？） 平均活動間隔：　８００年程度以上 最新活動時期：　不明
NEW! 高田平野断層帯	高田平野東縁断層帯は、新潟県上越市から妙高市に至る断層帯です。長さは約２６ｋｍで、概ね北北東－南南西方向に延びており、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層です。 〇将来の地震発生の可能性 地震の規模　：　Ｍ７．２程度 地震発生確率：　３０年以内に、ほぼ０％～８％ 地震後経過率：　０．０８－１．５ 平均活動間隔：　約２３００年程度 最新活動時期：　約３５００年前－１９世紀

項目	説明
NEW! 十日町断層帯西部	十日町断層帯西部は、新潟県小千谷（おぢや）市から十日町市を経て中魚沼郡津南（つなん）町西部の新潟・長野県境付近に至る断層帯です。長さは約３３ｋｍで、北北東－南南西方向に延びており、断層帯の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層です。 〇将来の地震発生の可能性 　地震の規模　：　Ｍ７．４程度 　地震発生確率：　３０年以内に、３％以上 　地震後経過率：　０．９以上 　平均活動間隔：　３３００年程度 　最新活動時期：　約３１００年前以前
NEW! 糸魚川－静岡構造線断層帯	糸魚川－静岡構造線断層帯は、長野県北部から諏訪湖付近を経由して山梨県南部にかけて延びる活断層帯です。 糸魚川－静岡構造線断層帯は、北は長野県北安曇（きたあづみ）郡小谷（おたり）村付近から姫川に沿って南下し、白馬（はくば）村、大町市、池田町、松川村、安曇野（あづみの）市、松本市、塩尻市、岡谷（おかや）市を経由して、下諏訪（しもすわ）町、諏訪市、茅野（ちの）市、富士見町（ふじみまち）、山梨県北杜（ほくと）市、韮崎（にらさき）市、南アルプス市、甲斐（かい）市、西八代（にしやつしろ）郡市川三郷（いちかわみさと）町、南巨摩（みなみこま）郡富士川（ふじかわ）町を通り、概ね富士川沿いに南下して早川（はやかわ）町付近に至る、緩いＳ字を描いて北北西－南南東方向に延びる長さ約１５８ｋｍの断層帯です。 〇将来の地震発生の可能性 ［北部（小谷－明科）区間］ 　地震の規模　：　Ｍ７．７程度 　地震発生確率：　３０年以内に、０．００９％～１６％ ［中北部（明科－諏訪湖南方）区間］ 　地震の規模　：　Ｍ７．６程度 　地震発生確率：　３０年以内に、１４％～３０％ ［中南部（諏訪湖北方－下蔦木）区間］ 　地震の規模　：　Ｍ７．４程度 　地震発生確率：　３０年以内に、０．９％～８％ ［南部（白州－富士見山）区間］ 　地震の規模　：　Ｍ７．６程度 　地震発生確率：　３０年以内に、ほぼ０％～０．１％ ［複数区間が同時活動する場合］ 　地震の規模　：　Ｍ７．８～８．１程度

項目	説明
NEW! 富士川河口断層帯	富士川（ふじかわ）河口断層帯は、富士山の南西山麓から静岡県東部の駿河湾奥に流れ込む富士川の河口付近にかけて、ほぼ南北に延びる活断層帯です。富士川河口断層帯は、静岡県富士宮市（旧富士宮市および旧富士郡芝川町）から、富士市（旧庵原（いはら）郡富士川町）を経て静岡市清水区（旧庵原郡由比町および旧同郡蒲原町）に至る断層帯です。長さは約２６ｋｍ以上で、概ね南北方向に延びており、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層です。ただし、本断層帯は、南方海域に延長していると推定され、北方にも延長していく可能性があります。 〇将来の地震発生の可能性 ≪ケースａ≫ 地震の規模　：　Ｍ８．０程度 地震発生確率：　３０年以内に、１０％～１８％ 地震後経過率：　０．９～２より大 平均活動間隔：　１５０年～３００年 最新活動時期：　１３世紀後半～１８世紀前半 ≪ケースｂ≫ 地震の規模　：　Ｍ８．０程度 地震発生確率：　３０年以内に、２％～１１％　もしくはそれ以下 地震後経過率：　０．７～１．２　もしくはそれ以下 平均活動間隔：　１３００年～１６００年 最新活動時期：　６世紀～９世紀　もしくはそれ以後
NEW! 木曽山脈西縁断層帯（主部/南部）	木曽山脈西縁断層帯主部は、木曽山脈西縁に沿って長野県木曽郡日義（ひよし）村（現・木曽町）から、上松（あげまつ）町、大桑村、南木曽（なぎそ）町を経て、岐阜県中津川市東部に至る断層帯です。長さは約４６ｋｍで、北北東－南南西方向に延びています。本断層帯は過去の活動時期から、日義村（現・木曽町）から南木曽町に延びる北部と、 南木曽町から岐阜県中津川市に至る南部の２つの区間に区分されます。北部の北半部は東側が相対的に隆起する逆断層からなり、右横ずれを伴うと推定されます。また、南半部は右横ずれを主体とする断層で、北西側隆起成分を伴う可能性があります。南部は、右横ずれ主体の断層と推定されます。 〇将来の地震発生の可能性 ≪木曽山脈西縁断層帯主部（南部）≫ 地震の規模　：　Ｍ６．３程度 地震発生確率：　３０年以内に、０％～４％　　（地震発生確率値の留意点） 地震後経過率：　０．２－１．４　　（地震後経過率とは？） 平均活動間隔：　約４５００年－２４０００年 最新活動時期：　約６５００年前－３８００年前

項目	説明
NEW! 境峠・神谷断層帯主部	境峠・神谷断層帯（さかいとうげ・かみや）は、長野県中西部に分布する活断層帯です。 境峠・神谷断層帯は、境峠・神谷断層帯主部及び霧訪山－奈良井（むとうやま－ならい）断層帯からなります。境峠・神谷断層帯主部は、長野県松本市安曇から同市奈川（ながわ）、木曽郡木祖村、同郡木曽町日義（ひよし）、塩尻市奈良井、上伊那郡南箕輪村飛地を経て、伊那市に至る断層帯です。長さは約４７ｋｍで、概ね北西－南東方向に延びています。本断層帯は左横ずれを主体とする断層からなり、上下成分のずれを伴います。 〇将来の地震発生の可能性 ≪境峠・神谷断層帯主部≫ 地震の規模　：　Ｍ７．６程度 地震発生確率：　３０年以内に、０．０２％～１３％ 地震後経過率：　０．５－２より大 平均活動間隔：　約１８００年－５２００年 最新活動時期：　約４９００年前－２５００年前
NEW! 高山・大原断層帯（国府断層帯）	高山・大原（たかやま・おっぱら）断層帯は、飛騨山地に分布する活断層帯です。高山・大原断層帯は、岐阜県北部の高山市及びその周辺の市に分布する断層帯で、ほぼ北東－南西方向に並走する多数の断層からなっており、その分布範囲は概ね４０ｋｍ四方に及んでいます。 〇将来の地震発生の可能性 ≪国府断層帯≫ 地震の規模　：　Ｍ７．２程度 地震発生確率：　３０年以内に、ほぼ０％～５％ 地震後経過率：　０．０７－１．３ 平均活動間隔：　約３６００年－４３００年 最新活動時期：　約４７００年前－３００年前
NEW! 阿寺断層帯（主部/北部）	阿寺（あてら）断層帯は、阿寺山地と美濃高原の境界に位置する活断層帯です。阿寺断層帯は、阿寺断層帯主部、佐見断層帯及び白川断層帯からなります。　阿寺断層帯主部は岐阜県下呂市から恵那郡加子母（かしも）村（現・中津川市加子母）を経て、岐阜県中津川市北東部に至る断層帯です。全体の長さは約６６ｋｍで、概ね北西－南東方向に延びています。本断層帯は過去の活動時期から、下呂市の北部に南北に位置する北部と、郡上市から中津川市北東部にかけて、北西－南東方向に延びる南部に区分されます。いずれも左横ずれが卓越する断層からなり、東側隆起成分を伴います。 〇将来の地震発生の可能性　　［上に戻る］ ≪阿寺断層帯主部（北部）≫ 地震の規模　：　Ｍ６．９程度 地震発生確率：　３０年以内に、６％～１１％　　（地震発生確率値の留意点） 地震後経過率：　１．２－１．９　　（地震後経過率とは？） 平均活動間隔：　約１８００年－２５００年 最新活動時期：　約３４００年前－３０００年前

項目	説明
NEW! 森本・富樫断層帯	森本・富樫（もりもと・とがし）断層帯は、金沢平野の南東縁に発達する活断層帯です。森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町（つばたまち）から金沢市を経て白山市明島（あからじま）町付近（旧 石川郡鶴来町（つるぎまち））に至る、長さ約２６ｋｍの断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層です。 〇将来の地震発生の可能性 　地震の規模　：　Ｍ７．２程度 　地震発生確率：　３０年以内に、２％～８％ 　地震後経過率：　０．７－１．２ 　平均活動間隔：　１７００年－２２００年程度 　最新活動時期：　約２０００年前以後、４世紀以前
NEW! 砺波平野断層帯・呉羽山断層帯	砺波（となみ）平野断層帯は、砺波平野の北西縁及び南東縁に位置する活断層帯です。また、富山平野の西縁には、活断層帯である呉羽山（くれはやま）断層帯が砺波平野断層帯に近接して分布しています。 　砺波平野断層帯は、砺波平野北西縁の富山県高岡市から南砺市に至る砺波平野断層帯西部と、砺波平野南東縁の富山県砺波市から南砺市に至る砺波平野断層帯東部からなります。また、呉羽山断層帯は富山平野西縁の富山市から富山湾まで達しています。 〇将来の地震発生の可能性 ≪砺波平野断層帯西部≫ 　地震の規模　：　Ｍ７．２程度 　地震発生確率：　３０年以内に、ほぼ０％～２％　もしくはそれ以上 ≪砺波平野断層帯東部≫ 　地震の規模　：　Ｍ７．０程度 　地震発生確率：　３０年以内に、０．０４％～６％ ≪呉羽山断層帯≫ 　地震の規模　：　Ｍ７．２程度 　地震発生確率：　３０年以内に、ほぼ０％～５％
NEW! 琵琶湖西岸断層帯（北部）	琵琶湖西岸断層帯は、近江盆地の西縁に沿って延びる活断層帯です。琵琶湖西岸断層帯は、滋賀県高島市（旧マキノ町）から大津市国分付近に至る断層帯で、概ね南北方向に延びています。本断層帯は過去の活動時期の違いから、断層帯北部と断層帯南部に区分されます。 断層帯北部は、高島市に分布する断層であり、長さは約２３ｋｍで、ほぼ南北方向に延びています。断層帯南部は、高島市南方（旧高島町付近）の琵琶湖西岸付近から大津市国分付近に至る断層であり、長さは約３８ｋｍで、北北東－南南西方向に延びています。断層帯全体としての長さは約５９ｋｍであり、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層です。 〇将来の地震発生の可能性 ≪北部≫ 　地震の規模　：　Ｍ７．１程度 　地震発生確率：　３０年以内に、１％～３％ 　平均活動間隔：　約１０００年－２８００年 　最新活動時期：　約２８００年前－２４００年前

項目	説明
NEW! 南海トラフ地震	南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきています。
NEW! 南海トラフ地震で想定される震度や津波の高さ	政府の中央防災会議は、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震が発生した際の被害想定を実施しています。この被害想定によれば、南海トラフ巨大地震がひとたび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度７となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度６強から６弱の強い揺れになると想定されています。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波の襲来が想定されています。
NEW! 南海トラフ	駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。この南海トラフ沿いのプレート境界では、①海側のプレート（フィリピン海プレート）が陸側のプレート（ユーラシアプレート）の下に１年あたり数cmの速度で沈み込んでいます。②その際、プレートの境界が強く固着して、陸側のプレートが地下に引きずり込まれ、ひずみが蓄積されます。③陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることで発生する地震が「南海トラフ地震」です。①→②→③の状態が繰り返されるため、南海トラフ地震は繰り返し発生します。
NEW! 南海トラフ地震の過去事例	南海トラフ地震の過去事例を見てみると、その発生過程に多様性があることがわかります。宝永地震（1707年）のように駿河湾から四国沖の広い領域で同時に地震が発生したり、マグニチュード8クラスの大規模地震が隣接する領域で時間差をおいて発生したりしています。さらに、隣接する領域で地震が続発した事例では、安政東海地震（1854年）の際には、その32時間後に安政南海地震（1854年）が発生し、昭和東南海地震（1944年）の際には、2年後に昭和南海地震（1946年）が発生するなど、その時間差にも幅があることが知られています。南海トラフ地震は、概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきています。
NEW! 南海トラフ地震臨時情報	「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。情報名の後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。
高潮	台風などの熱帯性低気圧、温帯性低気圧により海面が異常に上昇する現象で、気圧の低いところで海面が上昇し、高いところで低下します。
津波	地震で起こる津波は、海底面の急激な変動（隆起や沈降）によって発生します。海底面が変動することで海水面が変動し大きな波を生じます。このように、地震による海底の地殻変動、沿岸部での大規模地すべり、海底火山の爆発などによって発生し、そのスピードは水深が深いほど早く、外洋では新幹線よりも速く伝播します。ちなみに、古文書等では、津波、津浪、海嘯、 洪波、高波、高浪、 高潮、高汐、高鹽、高塩、 海溢、 激浪、大浪等で表現されていたり、 波の状況を描写した記載などにより津波を表現されています。
地震の際の複合災害	古文書等によると、地震のみならず、それに前後する災害により、被害が拡大したり、復旧・復興が長期化したりしたことが記載されています。代表的なものでは、例えば、暴風雨、集中豪雨、大風（烈風）、洪水、高汐などの気象災害、富士山噴火、降砂、降石礫などの噴火に伴う災害、冷害、 飢饉などの災害、虎列拉・虎列利（コレラ）、疫病などの伝染病などが、地震に前後して発生しています。
史料に見られる液状化を思わせる記載例	古文書等の史料には、地震の際の液状化を思わせる記載があります。以下、その例です。「土中に埋もる」、「 砂を吹く」、「 泥吹出し」、「 柱沈む」、「 大松地の下へいりこみ」、「 百姓は深田に埋まる」、「 橋杭付の台石滅り込」、「 橋崩込」、「 仮橋ハ川中へ引込ム」、「 土地沈下」、「 窪み」、「 田畑陥没」、「 ゆりコミ（地震陥没）」、「 大地落込」、「 川原は砂処々山もりニ 高く成」など。

項目	説明
史料に見られる地震の際の地変の例	古文書等の史料には、地震の際の地変や通常とは違った現象の記載があります。以下、その例です。「地湧没」、「 山崩、山落」、「 平田湧出シテ山トナリ」、「 土地陥落」、「 地破、地割」、「 堤防崩壊」、「 土地隆起」、「 湊遠浅に替り」、「 井戸濁り」、「 堤防寸断」、「 井堰落」、「 堤ハ中腹よりわれて薄濁の水わき流るゝ」、「橋崩込」、「 島海中へ沈ミ」、「 山抜ケ」、「 山裂」、「 大石山ゟ（より）崩落」、「 土地裂」、「 山津波、土砂崩」、「 井戸水干」、「 池決潰」、「 河流変遷」、「 瀬変る」など
都市の水害	降雨が地面に浸透できず、下水道に集中し河川に排水できなくなり氾濫する内水氾濫、河川の堤防が決壊して市街地に河川水が流入する外水氾濫があります。
水害に対する地下の安全性	地下街は降雨を避けられ、一見、便利な施設ですが、ひとたび氾濫水が流入すると避難が非常に困難となり危険な場合があります。
火山噴火	地下深いところから上がってくるマグマやその熱によって起こります。目に見えない地下の異変は、さまざまな観測で捉えられるようになってきています。マグマが地表近くまで上がってきていることを掴んでも噴火が起こらなかった例もあります。
津波防災の日、	「津波防災の日」（毎年11月5日）は、東日本大震災による甚大な津波被害を踏まえて，2011年6月に制定された「津波対策の推進に関する法律」において定められました。広く津波対策についての理解と関心を深めることを目的としています。この日は、津波被害の大きかった安政元年（1854年）11月5日の安政東海・南海地震に由来しています。
世界津波の日	「世界津波の日」（11月5日）は、津波の脅威について関心が高まり，その対策が進むことを期待して制定されたものです。この日は、第70回国連総会本会議の決議、第3回国連防災世界会議及び持続可能な開発のための2030アジェンダのフォローアップとして，多数の国々が提案したものです。なお、決議の具体的な内容には、（1）11月5日を「世界津波の日」として制定すること，(2）早期警報，伝統的知識の活用，「より良い復興」を通じた災害への備えと迅速な情報共有の重要性を認識すること，（3）すべての加盟国，組織，個人に対して，津波に関する意識を向上するために，適切な方法で，世界津波の日を遵守することを要請すること，等が含まれています。
稲村の火	稲むらの火は、1854年（嘉永7年/安政元年）の安政地震津波に際しての出来事をもとにした物語です。その内容は、「村の高台に住む庄屋の五兵衛さんが、地震の揺れを感じたあと津波の来襲に気づき、大事な稲の束に火をつけて村人に危険を知らせ村人を守った」といった内容です。早期避難の重要性や人命救助のための犠牲的精神の発揮が説かれています。この話は、小泉八雲の英語の作品をもとに、中井常蔵が翻訳・再構成したものとされています。
細江神社	かつて浜名湖入口（今切口）にあった角避比古神社は、1498年の明応地震津波により被災しました。ご神体も流されましたが、奥浜名湖の気賀に漂着しました。これを尊び社殿を建て、ご神体を安置したのが細江神社の始まりとされています。浜松市北区にある神社で、「地震の神様」と言われています。
長周期地震動	規模の大きい地震が発生した場合に、 ゆっくりとした大きな揺れ（地震動）が生じます。このような地震動を長周期地震動です。 建物には固有の揺れやすい周期（固有周期）があり、 地震波の周期と建物の固有周期が一致すると共振して、建物が大きく揺れます。 高層ビルは低い建物に比べると、長周期の波と「共振」しやすく、 共振すると高層ビルは長時間にわたり大きく揺れます。 また、高層階の方がより大きく揺れる傾向があります。大規模な平野や盆地は、柔らかい堆積層で覆われており、堆積層で長周期の波が増幅されます。高層ビル高層階でのこのような状況は、震度では把握できないことから、気象庁では新たに長周期地震動階級 を策定し、試行的に長周期地震動に関する観測情報の発表を行っています。長周期地震動については、気象庁のホームページでも詳しく解説されています。

項目	説明
長周期地震動階級	高層ビルを対象として、長周期地震動階級が推計された際に発生する可能性がある被害を記述したものです。対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なりますが、長周期地震動階級１の揺れの状況は、高層ビル内において、室内にいたほとんどの人が揺れを感じ驚く人もいる、ブラインドなどの吊り下げものが大きく揺れるような状況とされています。階級2の状況は、室内で大きな揺れを感じ者につかまりたいと感じる、物につかまらないと歩くことが難しく行動に支障を感じる、キャスター付き什器がわずかに動き、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがあるような状況です。階級３の状況は、立っていることが困難になり、キャスター付き什器が大きく動く、固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがあるような状況です。階級4の状況は、立っていることができず、這わないと動くことができない、揺れに翻弄される、キャスター付き什器が大きく動き転倒する物がある、固定していない家具の大半が移動し倒れるものもあるような状況です。
活火山	昔は、今現在活動している、噴火している火山は「活火山」、現在噴火していない火山は「休火山」あるいは「死火山」と呼ばれていました。しかし、数千年にわたって活動を休止した後に活動を再開した事例もあり、近年の火山学の発展に伴い過去1万年間の噴火履歴で活火山を定義するのが適当である との認識が国際的にも一般的になりつつあることから、火山噴火予知連絡会は｢概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山｣を活火山と定義し直しました。この結果、活火山の数は現在110になっています。
常時観測火山	我が国にある110の活火山のうち、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関（大学等研究機関や自治体・防災機関等）からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視しています（常時観測火山）。
災害廃棄物	地震や風水害等の自然災害により発生する災害廃棄物のことです。環境省・各自治体では、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のための対策（対策指針等）・計画についてとりまとめており、連携を高め、災害対応強化を推進しています。 中部地域においても、南海トラフで発生する巨大地震に備えて、広域連携も視野に置いた準備が進められています。
特別警報	気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけますが、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかけます。
特別警報の発表基準	発表基準は以下の通り。 大雨：台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、大雨が予想される場合 暴風：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合 高潮：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合 波浪：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合 暴風雪：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風になると予想される場合 大雪：数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

項目	説明
雨の強さ	気象用語としての雨の強さの表現は、1時間雨量によって変わってきます。 「やや強い雨」・・・1時間雨量10mm以上～20mm未満の雨です。ザーザーと降るイメージの雨で、地面からの跳ね返りで足元が濡れるような雨です。 「強い雨」・・・1時間雨量20mm以上～30mm未満の雨です。どしゃ降りのイメージの雨で、傘をさしていても濡れる程度の雨です。ワイパーを速くしても見づらいような雨です。 「激しい雨」・・・1時間雨量30mm以上～50mm未満の雨です。バケツをひっくり返したように降るイメージの雨で、高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）に気を付ける必要があります。 「非常に激しい雨」・・・1時間雨量50mm以上～80mm未満の雨です。滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）雨で、傘は全く役に立たなくなる程度の雨です。車の運転は危険です。 「猛烈な雨」・・・1時間雨量80mm以上の雨です。息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じるようなイメージの雨です。
台風の強さ	台風の強さの表現は、最大風速によって変わってきます。 「猛烈な」・・・最大風速　54m/s以上 「非常に強い」・・・最大風速 44m/s 以上　54m/s未満 「強い」・・・最大風速 33m/s以上　44m/s未満 （表現しない）・・・最大風速 33m/s未満
台風の大きさ	台風の大きさの表現は、風速15m/s以上の半径によって変わってきます。 「超大型（非常に大きい）」・・・風速15m/s以上の半径800km以上 「大型（大きい）」・・・風速15m/s以上の半径500km以上　800km未満 （表現しない）・・・風速15m/s以上の半径500km未満
防災の日（9月1日）・防災週間（8月30日～9月5日）	９月１日は、関東大震災が発生した日であるとともに、暦の上では二百十日に当たり、台風シーズンを迎える時期でもあり、また、昭和34（1959）年９月26日の「伊勢湾台風」によって、戦後最大の被害を被ったことが契機となって、地震や風水害等に対する心構え等を育成するため、防災の日が創設されました。 昭和35年９月１日発行の官報に、『防災の日』制定の主旨が記されています。 　「政府、地方公共団体など関係諸機関はもとより、広く国民の一人一人が台風、高潮、津波、地震などの災害について、認識を深め、これに対処する心がまえを準備しようというのが、『防災の日』創設のねらいである。もちろん、災害に対しては、常日ごろから注意を怠らず、万全の準備を整えていなければならないのであるが、災害の発生を未然に防止し、あるいは被害を最小限に止めるには、どうすればよいかということを、みんなが各人の持場で、家庭で、職場で考え、そのための活動をする日を作ろうということで、毎年９月１日を『防災の日』とすることになったのである」 その後の昭和57年5月11日 閣議了解において、以下のようにされています。 「1　政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、「防災の日」及び「防災週間」を設ける。 2　「防災の日」は、毎年９月１日とし、この日を含む１週間を「防災週間」とする。（昭和５８年以降は毎年、８月３０日から９月５日までの期間） 3　この週間において、防災知識の普及のための講演会、展示会等の開催、防災訓練の実施、防災功労者の表彰等の行事を地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て全国的に実施するものとする。」
関東大震災	大正12年（1923）9月1日に発生した関東地震による災害です。震源断層が神奈川県全域と千葉県南部の直下にかかり、平野部では震度7の強い揺れがあり、大火災も発生しています。山間部で各地でがけ崩れも発生しています。房総半島から三浦半島にかけて最大2m近くも土地が隆起しています。伊豆半島ではやや沈降したところもあります。愛知県への避難民は9月4日の300名を皮切りに、日を追うごとに増え、9月30日まで約15万人に達しています。これを行政、各機関、団体、個人等が受け入れています。名古屋には、関東大震災の供養堂や慰霊碑もあります。
静岡県　地域防災の日（12月の第１日曜日）	「地域防災の日」は、1944年(昭和17年)12月7日に発生し、県内でも多くの建物被害や、295人もの犠牲者をだした「東南海地震」を教訓に1986年(昭和61年)に静岡県防災会議で定められました。毎年12月の第一日曜日を「地域防災の日」として定め、各地域の自主防災組織が中心となった訓練が行われています。

項目	説明
あいち地震防災の日（11月の第２日曜日）	愛知県では、県民、事業者、自主防災組織等が地震防災に関する理解を深め、地震防災活動の一層の充実を図るため、愛知県地震防災推進条例の規定に基づき、毎年11月の第2日曜日を”あいち地震防災の日”と定めています。
みえ地震対策の日（12月7日）	三重県では、県内に甚大な被害をもたらした昭和１９年１２月７日の昭和東南海地震の記憶を風化させず、県民の皆さん一人ひとりの自主的な防災活動の機運を一層高め、災害に強い地域社会の実現を図るため、１２月７日を「みえ地震対策の日」と定めています。
岐阜県地震防災の日（10月28日）	岐阜県では、平成17年４月１日に施行された「岐阜県地震防災対策推進条例」に基づき、地震や地震災害に関する意識を高め、地震防災活動の一層の充実を図るため、「岐阜県地震防災の日」を定めています。岐阜県に最大の被害をもたらした濃尾地震の経験を風化させないという観点から、濃尾地震が発生した１０月２８日を「岐阜県地震防災の日」として定めています。この日には、家庭においては、家の周りの地形や家具の固定の状況の確認、食料、飲料水、医薬品などの備蓄やブロック塀、防災用具の点検、避難所の位置や避難経路、災害時における家族間の連絡方法の確認などを行うことを求めています。事業所に対しては、事業所の周りの地形や事業所などの耐震性の点検、事業所の防災組織の整備状況や従業員の防災訓練・研修などへの参加状況の確認、保有する地震防災のための資機材の点検などを行うことを求めています。
岐阜県防災点検の日（毎月28日）	明治24年10月28日発生した濃尾地震により引き起こされた濃尾大震災にちなみ毎月28日を「岐阜県防災点検の日」としています。個人、家庭、地域のそれぞれにおいて防災点検10ヶ条を作成し、これを点検することにより、防災意識を高め、突然の災害に備えようとするものです。